

障害者自立支援法により福祉サービスを充実!

現在、障害者の福祉サービスは身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法により、障害の種別や年齢で分けられています。また、障害程度の認定についても統一された基準がありませんでした。

しかし、障害者自立支援法の成立により統一された判定基準によって、どの障害の方も共通の福祉サービスが受けられるようになります。

新しいサービスの内容

障害福祉サービス

介護給付

障害程度が一定以上の方に生活上又は療養上の必要な介護を行います。

- ・療養介護
- ・行動援護
- ・居宅介護(ホームヘルプサービス)
- ・重度訪問介護
- ・生活介護
- ・児童デイサービス
- ・短期入所(ショートステイ)
- ・重度障害者等包括支援
- ・共同生活介護(ケアホーム)

訓練等給付

- ・施設入所支援
- ・身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助(グループホーム)

補装具費の支給

- ・義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、(電動)車いす、歩行器など補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を市町が負担します。
- ※ 対象者は従来どおりです。

医療

更生医療・精神障害者通院医療・育成医療に分かれていましたが、自立支援医療として一本化されます。

地域生活支援事業

- ・市町が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。
- ・相談支援事業

利用までの流れ

- ・日常生活用具の給付
 - ・コミュニケーション支援事業
 - ・移動支援
 - ・地域活動支援 など
- 皆さんに必要なサービスを提供できるように松前町や業者がお手伝いします。申請は役場福祉課で行います。

① 相談

役場福祉課又は相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は役場福祉課に申請してください。

※ 相談支援事業者とは、愛媛県の指定を受けた事業所のことです。障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

② 申請

支給の申請を行うと、現在の生活や障害の程度について調査(アセスメント)が行われます。

③ 審査・判定

調査の結果をもとに松前町で審査・判定が行われ、どのくらいのサービスが必要か(障害程度区分)が決められます。

④ 認定・通知

障害程度区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

